不服申立て事案答申第 250 号 不服申立て事案諮問第 241 号

件名:信書等の写しの一部開示決定に関する件

答申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長(以下「処分庁」という。)が、別記に掲げる保有個人情報の開示 請求について、開示請求者(審査請求人の子)以外の第三者に関する情報が記載され た部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、廃止前の愛知県個人情報保護条例(平成 16 年愛知県条例 第 66 号。以下「条例」という。)に基づき審査請求人が令和 4 年 10 月 25 日付けで行った自己情報開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 8 日付けで行った一部開示決定の取り消しを求めるというものである。

- (2) 審査請求の理由 (略)
- 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 自己情報開示請求の受理

審査請求人は令和 4 年 10 月 25 日に A 警察署の個人情報窓口において、同人が特定年月日 B に警察官に提出した同人の子宛ての信書の写しの開示を求める自己情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、

- 1. 特定年月日 B、私が警察に提出した私の子に宛てた手紙の写し(請求日現在、A 警察署で保管するもの)
- 2. 特定年月日 B、私が警察へ私の子に宛てた手紙を提出した際に撮影された私 の容姿が写った写真と私の子に宛てた手紙が写った写真(請求日現在、A 警 察署で保管するもの)

と記載されており、本件審査請求は、「1 (以下「本件対象情報」という。)」と して記載された請求に係る決定に対するものである。

また、本件開示請求については、当該保有個人情報の本人は未成年であると

ころ、同人の母(法定代理人)からの請求となっている。

(1) 本件処分

本件対象情報は、特定年月日 B に現場に遺留された封筒在中の信書であり、 その中に審査請求人の子に宛てたものが含まれており、同日、審査請求人が当 該封筒を拾得し、現場にいた警察官に提出しているところ、信書原本は作成者 である児童 C の親に返還されているものの、同写しが作成され、A 警察署におい て行政文書として保管されていたものである。

処分庁は、別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録された個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)のうち、条例第 17 条第 2 号及び第 6 号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する決定をし、本件決定通知書(令和 4 年 11 月 8 日付け刑一発第 3405 号)により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

- (ア) 本件処分については、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であり、本件対象情報に関して開示しないこととした部分については、本件決定通知書に記載されているとおり、
 - ・警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分(条例第 17 条第 2 号に該 当)
 - ・開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分(条例第 17 条第 2 号 に該当)

である。

a 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

条例第17条第2号ただし書きハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされ、更に例外として、当該公務員が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとされている。

また、氏名を不開示とする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成17年愛知県規則第10号。以下「県規則」という。)第8条において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職」と規定されている。

そして、本件処分において不開示とした部分は、行政文書として保管される信書の写しの上部に割印として押印された警部補以下の階級にある警察官の印影であることから、条例第17条第2号ただし書きハの規定を受けて定められた県規則第8条に規定される不開示情報に該当することから不開示としたものである。

b 第三者個人情報

条例第17条第2号において、開示請求者以外の個人に関する情報であって、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについては、「第三者個人情報」として不開示とする情報であることが規定されているところ、同条第 2 号ただし書きイでは、その例外として、法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報を除くこととなっている。

なお、「慣行として」とは、「新・個人情報保護法の逐条解説」によれば、 事実上の慣習としてという意味であり、慣習法として確立していることを要 しないものの、事実上の慣習といえるためには、偶然、同種の保有個人情報 を本人が知ることができた例が存在したのみでは足らないとされており、開 示請求者が知っているかどうかは、判断基準とはされないところである。

ところで、本件対象情報は、前述の児童 C が作成した信書であり、信書そのものについては、条例第 17 条第 2 号に規定される「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」に該当することから、作成者である児童 C の個人情報であると考えられる。

他方、信書の宛名人は「慣行として」、その内容を知ることが予定されていると考えられることから、審査請求人の子が宛名となっている信書については、条例第 17 条第 2 号の規定に基づき第三者個人情報から除外されるため、結果として開示することとしたものである。

よって、本件処分において、第三者個人情報として不開示とした部分については、審査請求人の子以外の者に宛てたと考えられる信書であるところ、宛名人ではない審査請求人の子にとっては、当然には、「知ることが予定される情報」に該当せず、第三者個人情報から除外されないことから、不開示としたものである。

(4) このように、本件処分については、条例第 17 条第 2 号に規定される不開示部分を除いた部分について開示したものであり、条例の規定に基づく適正な処分である。

ウ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件対象情報のうち不開示とされた部分について、審査請求人 を受取人とする信書であり、所有者は受取人である旨を主張しているところ、開 示された保有個人情報からも、正しくは、「審査請求人の子を受取人とする信書」 であると解する。

しかしながら、不開示とした部分については、審査請求人の子が受取人とはなってはおらず、審査請求人以外の第三者に宛てたものであることから、本件処分はイ(ア)b のとおり、条例の規定に基づく適正な処分であり、審査請求人の主張には理由がないことは明白である。

なお、審査請求人は本件審査請求書において、憲法で保障された権利ほか様々 な事項を申し立てているが、本件処分に影響を及ぼすものではなく、審査請求人 の主張は失当である。

工 結語

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

処分庁は、別記に掲げる開示請求に対し別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録される個人情報を特定し、一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分」の開示を求めており、また、その理由として、意見陳述において、私の子に宛てた手紙がすべて開示されていない旨を主張している。そこで、本件保有個人情報が私の子に宛てた手紙に該当するかを判断する必要があることから、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

ア 処分庁によれば、本件保有個人情報は審査請求人が特定年月日 B に警察に提出 した信書等の写しであって、A 警察署において保管していた計 5 枚の行政文書であ る。

当審議会において事務局を通じて処分庁に確認したところ、本件事案を取りまとめた報告書内に綴られていた、審査請求人が提出した信書等の写しを全て本件保有個人情報として特定したものであり、ほかに本件開示請求の請求内容に合致するものは存在しなかったとのことである。

当審議会において検討したところ、処分庁の主張に特段不自然、不合理な点はなく、本件開示請求に対して本件保有個人情報のほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

イ 一方で、当審議会において事務局を通じて処分庁に確認したところ、処分庁が 審査請求人から受け取った封書は複数存在するが、封書の宛名については確認で きなかったとのことである。また、本件一部開示決定通知書の行政文書の名称欄 には「封書に在中した」と記載されていたが、信書等が封書に在中していたとい う事実も確認できなかったとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、不開示とされた「開示 請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分」は、審査請求人の子とは別 の第三者に宛てた手紙の写しであることが認められる。 これらを踏まえ当審議会において検討したところ、当該部分は、本件開示請求の請求内容である「私の子に宛てた手紙」に合致しておらず、本件保有個人情報として特定する必要はなかったと認められる。

- ウ よって、「開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分」の条例第 17 条第 2 号該当性について検討する余地はなく、処分庁が「開示請求者以外の第三 者に関する情報が記載された部分」を不開示としたことは、結論において妥当で ある。
- (3) 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。
- (4) まとめ 以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

特定年月日B、私が警察に提出した私の子に宛てた手紙の写し(請求日現在、A 警察署で保管するもの)

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととし た部分	3 開示しないこと とした根拠規定	4 審査請求の対 象となった部分
特定年月日 B、審 査請求人提出の封 書に在中した信書 等の写し	警部補以下の階級に ある警察職員の氏名に 係る部分	条例第 17 条第 2 号	なし
	開示請求者以外の第 三者に関する情報が記 載された部分		全て

(審議会の処理経過)

内
諮問(弁明書の写しを添付)
処分庁の職員から不開示理由等を聴取
審議
審査請求人の意見陳述を実施
審議
答申